

後発医薬品(ジェネリック医薬品)の積極的な活用にご協力をお願いいたします!

後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及は、自己負担額の軽減や医療保険の財政状況を改善するための有効な手段の一つです。国は、その後発医薬品(ジェネリック医薬品)に関する数量シェアの目標値を右のように定めています。

達成時期	目標値
2020年9月	80%以上

数量シェアとは、「後発医薬品のある先発医薬品」および「後発医薬品」を分母とした「後発医薬品」の数量割合をいい、各医療保険者も目標値を達成するための取り組みが必要となっています。

共済組合における平成30年9月時点の数量シェアは**75.41%**となっていますので、目標値の80%以上を達成できるように、処方されている薬に後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるときは、積極的な活用をお願いします。

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306